

平成 29 年度

労政とちぎ

2018.1

No.588



とちまるくん

栃木県 HP「労政とちぎ」(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/documents/rouseitochigi.html>)

☆「働く人のメンタルヘルス相談」を実施しています！☆

県内の各労政事務所で「働く人のメンタルヘルス相談」を実施しています。
職場でのストレスや不安に関する悩みに、ご本人はもちろんのこと、そのご家族や会社の上司・同僚の方からのご相談に、専門の「産業カウンセラー」が無料で応じています（電話相談も可）。

○相談場所と相談日（※要予約）

宇都宮労政事務所…	3 / 9 (金)	【TEL:028-626-3053】
小山労政事務所…	2 / 9 (金)	【TEL:0285-22-4032】
大田原労政事務所…	2 / 21 (水)	【TEL:0287-22-4158】
足利労政事務所…	3 / 14 (水)	【TEL:0284-41-1241】

◆お問い合わせ先 県労働政策課 労働経済・福祉担当
(TEL:028-623-3217/FAX:028-623-3225)

☆第3回「とちぎの企業！魅力体験バスツアー」参加者募集中☆

県内企業への就職を希望する学生等を対象とした、業界理解のための「とちぎの企業！魅力体験バスツアー」を実施します。

【訪問日】◆第3回 平成30年2月15日（木）

日冷工業株式会社
〔冷凍サイクル応用冷熱製品の配管・設計・製造／栃木市〕
株式会社深井製作所
〔自動車部品製造業／足利市〕

【対象者】 県内に就職を希望している学生（大学・短大・高専・専修学校等）及び卒業後3年以内の未就職卒業者等

【参加費】 無料（集合・解散場所までの往復交通費及び昼食代は自己負担）

【定員】 20名（先着順）

◆お問い合わせ先 県労働政策課 雇用対策担当
(TEL:028-623-3224/FAX:028-623-3225)



☆「とちぎ技能五輪・アビリンピック2017」が開催されました☆

平成29年11月に本県で初めて技能五輪全国大会（24日～27日）と全国アビリンピック（17日～19日）が開催されました。

大会期間中、技能五輪では6市町の17会場において42職種の競技が、アビリンピックでは宇都宮市の3会場において22種目の競技が行われました。また、会場周辺では併催イベントとして、ご当地グルメやものづくり体験、ステージイベントなどが行われ、県内外から約24万5千人が訪れました。
競技の結果、栃木県からは、

技能五輪で32名（金賞4名、銀賞4名、銅賞7名、敢闘賞17名）
アビリンピックで10名（金賞2名、銀賞2名、銅賞3名、努力賞3名）

が入賞し、技能五輪では「優秀技能選手団賞」を受賞、アビリンピックでは入賞者数が全国最多となるなど過去最高の成績を収めました。

◆お問い合わせ先 労働政策課 技能五輪・アビリンピック推進室
(TEL:028-623-3542/FAX:028-623-3225)



（技能五輪「配管」職種で金賞に輝いた天海佳大選手）

人・春夏秋冬

こたけ はなえ
小竹 花絵 さん

パナプラス株式会社 代表取締役

今回は、平成 22 年に栃木市でパナプラスを創業し、“農業女子”として活躍されている小竹花絵さんにお話を伺いました。



Q. 仕事の内容について教えてください。

当社では家庭園芸向けの野菜苗の生産・販売をしています。ホームセンターに出荷しており、良い商品であることはもちろん、商品パッケージの提案等、売り方の工夫にも力を入れています。また、苗だけでなく、ミニトマトの生産も始めたところです。

Q. 農業を始められたきっかけを教えてください。

学生時代の農業実習がきっかけです。東京都出身で、サラリーマン家庭に育ったため、野菜はスーパーでしか見たことがありませんでした。実習も日焼け、汚れる、虫が出る、と嫌な面にしか目が向かなかったのですが、必修だったため仕方なく野菜を育てました。収穫した野菜は普段スーパーで見かける野菜と全然形が違うため出来損ないだと思っておりましたが、収穫祭で野菜を食べたところ、あまりのおいしさに驚き、感動しました。その瞬間に人を感動させることができる農業に携わりたいという思いを強く持ち、大学卒業後、農業に携わるため、園芸の専門学校で一から園芸について学びました。

Q. 起業後、日頃から心掛けていることはありますか。

従業員、お客様、取引先みんなの幸せを大事にしたいと考えております。「パナプラス」という社名も『人と人をつなげる、いいものをプラスして何十倍にも何百倍にもなる』という思いから命名しました。また、日々改良改善を心掛けており、昨日と同じでは退化になってしまうので、昨日とは1ミリでも違う自分でありたいと考えています。

Q. 農業をしていく中でやりがいを感じていることや苦労されたことはありますか。

お客様に喜ばれることがなによりのやりがいです。お客様の笑顔はなによりも力になります。苦労したことは3年前の大雪でハウス3棟が倒壊してしまったことです。自然相手の厳しさを実感しました。また、よい従業員が在籍していても、そのマネジメントはなかなか難しい面があります。従業員一人一人が輝ける職場をめざしていきたいです。

Q. 今後の抱負についてお聞かせください。

野菜苗の事業を安定発展させつつ、より直接的に喜びを届けることができるミニトマトの青果物事業の方も発展させていきたいと考えています。

Q. 新規就農をめざす方へのメッセージをお願いします。

頭で考えていても、不安が募るだけなので、実行することが重要だと思います。ただし、想定外の事態は起こるものなので、計画は慎重に十分行うことが必要です。じっくり綿密に計画して、楽観的に経営していけば、きっと道は開けるはずです！

栃木労働局からのお知らせ

○必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も
【地域別最低賃金】 特定最低賃金が適用されない
すべての労働者に適用されます。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
栃木県最低賃金	800円	平成29年 10月1日

【特定最低賃金】 18歳未満 65歳以上の労働者は
栃木県最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
塗料製造業	923円	平成29年 12月31日
はん用機械器具、生産用 機械器具、業務用機械器 具製造業	869円	
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造 業	869円	
自動車・同附属品製造業	875円	
計量器・測定器・分析機 器・試験機・測量機械器 具製造業、医療用機械器 具・医療用品製造業、光 学機械器具・レンズ製造 業、医療用計測器、時計・ 同部分品製造業	869円	
各種商品小売業	837円	

◆お問い合わせ先 栃木労働局労働基準部賃金室
(TEL:028-634-9109)
または最寄りの労働基準監督署へ

○平成30年4月1日から障害者法定雇用率が
引き上げになります。<現行2.0%⇒2.2%>
すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を
雇用する義務があります。

この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のよ
うに変わります。

その他、下記2点についてもご注意願います。

<留意点①>

・対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広が
ります。

・毎年6月1日現在の障害者雇用状況を管轄のハローワー
クに報告しなければなりません。

<留意点②>

・平成33年4月までに更に0.1%引き上げとなります。
・平成30年4月から3年を経過する日より前に民間企
業の法定雇用率は2.3%になります。

◆お問い合わせ先 栃木労働局職業対策課(TEL:028-610-3557)

○平成30年4月まであとわずか！
はじまります、「無期転換ルール」

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたとき
は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契
約（無期労働契約）に転換できるルールです。

詳しくは、[無期転換サイト](#) [検索](#)

◆お問い合わせ先 栃木労働局雇用環境・均等室
(TEL:028-633-2795)

○『働きやすい職場づくりのために～「働き方改
革」実行のための「手がかかり」～』

「働き方改革」を進める上での「手がかかり」としていただく
ためのパンフレットが、「とちぎ公労使協働宣言実現会議」にお
いて作成されましたので、ご活用下さい。詳しくは、栃木労働
局HP(<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

◆お問い合わせ先 働き方改革推進本部 栃木労働局
雇用環境・均等室 (TEL:028-633-2795)

平成30年度に係る障害者雇用納付金制度事務説明会の開催日程のお知らせ

○納付金・調整金関係の説明会(常用労働者が100人を超える事業主が対象)

日程	時間	場所	会場
☆従来からのご担当者向け			
平成30年2月19日(月)	10:00~12:00	宇都宮市	栃木職業能力開発促進センター
平成30年2月20日(火)	13:30~15:30	大田原市	大田原市市民交流センター
平成30年2月22日(木)	13:30~15:30	宇都宮市	栃木職業能力開発促進センター
平成30年2月23日(金)	13:30~15:30	栃木市	栃木市栃木文化会館
平成30年3月5日(月)	13:30~15:30	足利市	足利市民プラザ
平成30年3月8日(木)	10:00~12:00	宇都宮市	栃木職業能力開発促進センター
平成30年3月9日(金)	13:30~15:30	小山市	関東職業能力開発大学校
☆初めてご担当される方向け			
平成30年2月19日(月)	13:30~16:00	宇都宮市	栃木職業能力開発促進センター
平成30年3月8日(木)	13:30~16:00	宇都宮市	栃木職業能力開発促進センター

※「初めてご担当される方向け」「従来からのご担当者向け」の説明内容はほぼ同じです。

○報奨金関係の説明会(常用労働者が100人以下の事業主が対象)

日程	時間	場所	会場
平成30年2月22日(木)	10:00~12:00	宇都宮市	栃木職業能力開発促進センター

◆お申込み・お問い合わせ先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部
(TEL:028-650-6226/FAX:028-623-0015)

◆◆労働相談◆◆

「有期労働契約の無期転換への対応」何をすればいいの？

Q. 有期労働契約が5年を超えて反復更新している場合には、有期契約社員の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換すると聞いています。我が社にも該当する従業員がいるのですが、具体的にどんな準備をしていけばいいのでしょうか。

A. 改正労働契約法の施行により、多くの企業で平成30年4月から本格的に無期転換への申込権の発生が見込まれます。無期転換ルールへの対応は中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割、責任の範囲や労働条件等の検討、社内規定の整備など、様々な検討・対応が必要となります。無期転換制度の導入には、以下のステップを参考に進めていくと良いでしょう。

STEP1 有期契約社員の就労実態を把握しましょう！

有期契約社員の人数、職務、勤務時間、契約期間、更新回数、勤続年数、今後の働き方やキャリアに対する考え、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。また、正社員向けの就業規則等の適用範囲が、どのように定められているか、無期契約社員にも適用される規定となっていないか、正社員、有期契約社員等の定義が明確になっているか、従業員規則、給与規定等も併せて確認しましょう。

STEP2 社内の仕事を整理し、無期転換後に任せる仕事を考えましょう！

具体的には、①仕事の内容を分類し、無期転換後の役割を整理し、②処遇を考えましょう。

		検討の視点～明らかにしておくこと	
無期転換 有期契約社員	① 雇用期間の変更	契約期間のみを変更する場合 (労働負荷の増加を望まないなど、転換前と職務・処遇を変更する必要がない場合)	・「限定正社員」、「正社員」との処遇の差異とその根拠
	② 限定正社員	「正社員」と比較して、勤務地や労働時間、職務などの労働条件に制約を設けた「限定正社員」へ転換する場合	・「限定正社員」の内容(時間限定、勤務地限定、職務限定等) ・処遇・労働条件 ・「正社員」との処遇の差異とその根拠 ・これまでの有期契約社員との処遇の差異とその根拠 ・転換の要件(必要な能力、試験の有無等)
	③ 正社員	職務内容に制約がなく、入社後定年に達するまで勤務することを想定した「正社員」へ転換する場合	・転換の要件(必要な能力、試験の有無等) ・転換時の職位(既存の職務等級表の位置づけ等)

有期契約社員の転換方法は、主に上記の3つのタイプがあり、いずれがふさわしいのかを社員本人の意向等を踏まえ決定していくと同時に、雇用期間の変更⇒限定正社員⇒正社員へ登用していく制度を設けるなど、中長期的な視点で、その後の登用のあり方をあらかじめ想定していくことも大切です。

STEP3 適用する労働条件を検討し、就業規則を作りましょう！

STEP2の社員区分ごとの検討を踏まえ、それぞれに適用される労働条件、処遇等について就業規則を整備（既存の就業規則の改定、新規作成等）しましょう。また、無期転換社員用の就業規則を作成した場合は、これらの規定の対象となる社員を、正社員の就業規則の対象から除外するため、正社員の規則の見直しも併せて行いましょう。

有期契約社員には通常適用されない「定年」等の労働条件を無期転換後の労働条件として設ける場合は、就業規則等で明確にしましょう。また、有期労働契約の更新時に所定労働日や始業・終業時刻等の労働条件の定期的変更を行っていた場合に、無期転換後にも「定期的見直し」ができる条項を設けることは差し支えありません。

STEP4 運用と改善を行いましょ！

制度設計の段階から労使のコミュニケーションを密に取り、労使双方が納得できる制度とすることが重要です。また、無期転換制度を誤解なく理解してもらうために、社員に対し制度の内容及び対応方針を説明しましょう。

なお、有期労働契約から無期労働契約への転換時には、時間外労働が発生するなど、働き方に変化が生じる場合があります。無期転換後の労働条件については、改めて文書で通知し、社員側から不満や反発が出ないよう、丁寧な説明を心がけ、円滑に転換が行われているか運用実態を把握し、必要に応じて改善を行いましょ。

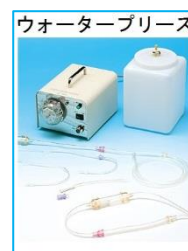
※無期転換への申込みは、口頭でも有効ですが、トラブル防止のため、書面で行いましょう。

【作成：大田原労政事務所】

～企業 Report～ フォルテグロウメディカル株式会社

== 企業概要 ==

所在地：佐野市大橋町 1647
設立：1956年8月
事業内容：医療機器製造、販売
従業員数：70名
代表者：代表取締役 唐澤 重信



今回は、今年度「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」及び「とちぎ女性活躍応援団」に登録されるとともに、「とちぎ医療機器産業振興協議会」に入会されました、「フォルテグロウメディカル株式会社」様を紹介いたします。

Q. 主な事業内容についてお聞かせください。

A. 系列の唐澤化成と連携し、医療機器のプラスチック成形部品の製造から、組立、滅菌、販売までを行っています。主な製品は、製薬会社向けの注射器や病院向けの輸液・輸血セット、内視鏡送水装置、各種カテーテル、人工心肺血液回路などです。内視鏡送水装置「ウォーターブリーズ」は当社のオリジナル商品です。他にも、採血した検体を冷却保存し、運搬できる採血管冷却保冷容器「キューブクーラー」もオリジナル商品となっています。

Q. 医薬品医療機器等法（薬機法）の製造販売業と販売業の両方の許可を取られているのですね。

A. 当社は、薬機法の第一種医療機器製造販売業及び動物用医療機器製造販売業の許可を得て、佐野・ベトナム工場で製造した製品を販売業者に卸す OEM が主であり、注射器等は組立業者から製薬会社に出荷され、薬が注入され最終製品になります。一方で、高度管理医療機器等販売業許可証も持っていますので、オリジナル商品を直接病院等に販売もできます。

Q. 医療機器分野に特化していますが、成長する過程でどのような強みを生かしてきたのですか。

A. 研究、設計、試作、製造、組立、販売まで一貫して仕事を受けることができる、というのが大きな強みです。また、薬機法では品目ごとに認証又は承認が必要となるため、取得するためには膨大な費用と時間がかかり、認証等を得て医療機器を取り扱うことはとても大変なことです。既に当社では100以上もの認証等を取得し医療機器を取り扱っていますので、お客様から、この部品をこんなふうに変えて欲しい、というような要望にも迅速に対応することができ、また、小ロット多品目にも対応できます。

Q. ベトナムに進出した理由と、本社とベトナムの役割分担についてお聞かせください。

A. ベトナムへの進出は1997年ですが、その頃ベトナムに進出した企業は少なく、先駆けて進出したことが成功につながったと思います。中国等への進出も検討しましたが、ベトナムは安い人件費に加え、親日的、友好的、紳士的であり、勤勉な国民性であることが進出の理由です。役割分担としては、本社工場は研究・技術開発、ベトナム工場は製造です。ベトナムへ技術者を派遣した技術指導、ベトナムから本社への研修などにより人材の交流を図り、ベトナム工場の技術力の向上と本社工場の製造、組立の技能の維持に努めています。

Q. 今回、「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」及び「とちぎ女性活躍応援団」に登録していただきましたが、女性社員の育成にどのように取り組まれていきますか。

A. 女性社員が出産、育児をしながら永く活躍できるように、育休に入る前はもちろん、育休から復帰した後も要望をよく聞き、活躍できる部署に配属します。復帰した社員で部長職になった女性社員もいます。

Q. 今後の抱負をお聞かせください。

A. 今までの当社の営業スタイルは、販売業者に卸す OEM という受注生産がほとんどでしたが、今後はオリジナル商品を直接病院等に営業する直販製品も増やしていきたいです。営業に力を入れ始めたところですが、最近では、直販の月の売り上げも倍増しており、さらに営業力を高めていきます。また、新技術の開発にも努めていきたいと思っております。

【取材：足利労政事務所】

ポリテクセンター栃木からのお知らせ

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部 栃木職業能力開発促進センター)

～職業訓練修了生の採用企業の募集、企業の人材育成のお手伝いをします～

実践的な知識と技術を得得した職業訓練修了生を採用していただける企業を募集しています。

「人材情報」をホームページに掲載しています。職業訓練（機械系・電気電子系・居住系）の在籍者の一部と修了した方で未就職者を紹介いたします。採用希望の人事御担当者は御連絡ください。

ポリテク栃木 検索

当センターでは、企業の人材育成ニーズに対応した能力開発セミナーを実施しています。

当センターのホームページに、能力開発セミナーパンフレットを掲載しています。御社の人材育成にお役立てください。冊子を御希望の場合は、遠慮なく御連絡ください。

職業訓練の中で行う企業実習（1カ月程度）を受入れていただける企業を募集しています。（テクニカルオペレーション科、スマート生産サポート科）

ホームページで訓練風景の動画配信中！スマホでも！YouTubeでも動画配信中です。

事業主の皆様へ

訓練生を採用してみませんか？

ポリテクセンター栃木では、ものづくりに関連した職業訓練を行っています。人材採用をお考えの企業の皆様、当センター訓練生の採用を検討してみませんか？

◆具体的にはどんな訓練をしているの？

☆全9コースがあり、座学と実技を組み合わせた「ものづくりの現場」に即した訓練を実施しています。

- 機械系
 - ◆テクニカルメタルワーク科【6ヶ月訓練】……………各種溶接等
 - ◆CAD/CAM技術科【6ヶ月訓練】……………CADによる設計技術等
 - ◆テクニカルオペレーション科【6ヶ月訓練】……………CADおよび工作機械等
 - ◆テクニカルオペレーション科/企業実習付きコース【7ヶ月訓練】……………同上
 - 電気・電子系
 - ◆電気設備技術科【6ヶ月訓練】……………電気設備の設計・施工・保全等
 - ◆制御技術科【6ヶ月訓練】……………電子回路・マイコン制御プログラミング等
 - ◆スマート生産サポート科/企業実習付きコース【7ヶ月訓練】……………ICTシステム構築等
 - 居住系
 - ◆ビル管理技術科【6ヶ月訓練】……………ビル管理技能や関連知識習得等
 - ◆住宅リフォーム技術科【6ヶ月訓練】……………住宅構造・図面・CAD製図・大工技能等
- ※企業実習付きコースは40歳未満の方を対象としたコースです。

各コース詳細につきましては、当センターホームページまたはパンフレット等をご覧ください。

◆受講者を採用するメリットは？



在籍・修了した訓練受講者は、前職までの経験をもとに、新たに該当科の基本的な知識と技能を習得していますので、入社後の教育訓練を一部省略することができます。

◆受講者を採用するには？

☆当センター発行の【人材情報】をご覧ください！

入所4ヶ月目以後の訓練生に関する簡単なプロフィール等を公開しています。

- ①当センターホームページ
 - ②県内各ハローワークに配布する冊子（この冊子）
- でご覧いただくことができます。



◆お問い合わせ先

訓練課 (TEL:028-621-0689)

<「労政とちぎ」をご愛読いただいている皆様へ>

いつも「労政とちぎ」をご愛読いただき、ありがとうございます。

さて、昭和23年の創刊以来、皆様にご支援を頂戴して参りました「労政とちぎ」でございますが、本号をもちまして、終了させていただくこととなりました。

発行から長年の間、多大な御高配を賜りましたことを、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

なお、イベントをはじめとする労働行政に関する各種情報や企業紹介、労働相談などにつきましては、引き続き県のホームページやメールマガジンなどを活用して、皆様にお伝えして参ります。

今後とも本県の労働行政につきまして、御協力を賜りますようお願いいたします。



発行所

栃木県産業労働観光部労働政策課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

TEL:028-623-3224 FAX:028-623-3225